

参考資料

鳥取市消費者行政審議会 委員名簿 (令和2年8月～令和4年8月)

(敬称略、順不同)

役職	氏名	区分	所属等
会長	民野 千秋	消費者を代表する者	鳥取市消費者団体連絡協議会
副会長	田中 和浩	学識経験を有する者	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
委員	山根 滋子	消費者を代表する者	鳥取市連合婦人会
委員	平尾 昭一	消費者を代表する者	鳥取市老人クラブ連合会
委員	岡田 安弘	事業者を代表する者	鳥取県生活協同組合
委員	青木 博之	事業者を代表する者	鳥取商工会議所
委員	松本 公彦	事業者を代表する者	株式会社鳥取銀行
委員	田中 知歳	教育者を代表する者	社会福祉法人鳥取福祉会
委員	本家 恵	教育者を代表する者	鳥取市立城北小学校
委員	中村 仁	教育者を代表する者	鳥取市立中ノ郷中学校
委員	中山 実郎	学識経験を有する者	公立鳥取環境大学
委員	高橋 真一	学識経験を有する者	鳥取県弁護士会
委員	岸 舞	公募による者	公募委員
委員	関 通子	関係行政機関の職員	鳥取県生活環境部くらしの安心局 消費生活センター
委員	澤田 健二	関係行政機関の職員	鳥取市教育委員会学校教育課

※令和3年3月末現在

- 第1章 総則 (第1条～第8条)
- 第2章 基本方針等 (第9条・第10条)
- 第3章 基本的施策 (第11条～第18条)
- 第4章 消費者教育推進会議等 (第19条・第20条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

(基本理念)

第3条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策(消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第9条第2項第3号において同じ。)との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。

6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。

7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念(以下この章において「基本理念」という。)にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター（消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第3項に規定する消費生活センターをいう。第13条第2項及び第20条第1項において同じ。）、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(消費者団体の努力)

第6条 消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の努力)

第7条 事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第8条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下この章及び第4章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 2 消費者教育の推進の内容に関する事項
- 3 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
- 4 その他消費者教育の推進に関する重要事項

3 基本方針は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第9条第1項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第4項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

8 第4項から第6項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県消費者教育推進計画等)

第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第20条第2項第2号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第20条第2項第2号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第20条第1項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴

かなければならない。

- 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

- 第11条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第3項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

(大学等における消費者教育の推進)

- 第12条 国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第16条第2項において同じ。）において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(地域における消費者教育の推進)

- 第13条 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター（以下この章において「国民生活センター」という。）は、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉士、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(事業者及び事業者団体による消費者教育の支援)

- 第14条 事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。
- 2 事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。
 - 3 事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。
 - 4 事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

(教材の充実等)

- 第15条 国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、消費者教育に関連する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならない。

(人材の育成等)

- 第16条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法第11条に規定する相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

(調査研究等)

- 第17条 国及び地方公共団体は、消費者教育に関する調査研究を行う大学、研究機関その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ、諸外国の学校における総合的、体系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国の内外における消費者教育の内容及び方法に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければならない。

(情報の収集及び提供等)

- 第18条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ、これを収集し、及び提供するよう努めなければならない。
- 2 国は、消費生活における被害の防止を図るため、年齢、障害の有無その他の消費者の特性を勘案して、その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

第4章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進会議)

- 第19条 消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。

- 2 消費者教育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進会議の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - 2 基本方針に関し、第9条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
 - 3 消費者教育推進会議の委員は、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 4 前2項に定めるもののほか、消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者教育推進地域協議会)

- 第20条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。
- 2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 1 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - 2 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
 - 3 前2項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

消費者教育の推進に関する法律の概要

国と地方の責務と実施事項	
国	地方公共団体
<p>責務(第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施</p> <p>責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)</p>	<p>責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)</p>
<p>財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置</p>	<p>推進に必要な財政上の措置(地方は努力義務)</p>
<p>基本方針(第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定</p> <p>・基本的な方向</p> <p>・推進の内容等</p>	<p>都道府県消費者教育推進計画</p> <p>市町村消費者教育推進計画</p> <p>・基本方針を踏まえ策定(努力義務)</p>
<p>消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関)</p> <p>①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進</p> <p>②基本方針の作成・変更に見解を置く(政令で規定)</p>	<p>消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務)</p> <p>①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進</p> <p>②推進計画の作成・変更に見解を置く</p> <p>構成 ～消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等</p>
<p>基本理念(第3条)</p> <p>・消費者生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成</p> <p>・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的な支援</p> <p>体系的推進 ・ 幼児期から高齢期までの段階特性に配慮</p> <p>効果的推進 ・ 場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応</p> <p>・ 多様な主体間の連携</p> <p>・ 消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供</p> <p>・ 非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解</p> <p>・ 環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携</p>	<p>義務付け(国・地方)</p> <p>○学校における消費者教育の推進(第11条)</p> <p>○発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用</p> <p>○大学等における消費者教育の推進(第12条)</p> <p>○学生等の被害防止のための啓発等</p> <p>○地域における消費者教育の推進(第13条)</p> <p>○高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供</p> <p>○人材の育成等(第16条)</p>
<p>目的(第1条)</p> <p>・消費者教育の総合的・一体的な推進</p> <p>・国民の消費生活の安定・向上に寄与</p>	<p>定義(第2条)</p> <p>『消費者教育』 消費者の自立を支援するたために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動 (消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)</p> <p>『消費者市民社会』 ・ 個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重</p> <p>・ 自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚</p> <p>・ 公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画</p>
<p>消費者団体(努力義務)(第6条) ～自主的活動・協力</p> <p>事業者・事業者団体(努力義務) ～施策への協力・自主的活動(第7条)</p> <p>～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)</p>	<p>努力義務(国および地方)</p> <p>○教材の活用等(第15条)</p> <p>○調査研究(第17条)</p> <p>○情報の収集(第18条)</p>

※施行日：平成24年12月13日(公布日：平成24年8月22日)

○ 消費者教育の推進に関する基本的な方針

平成25年6月28日 閣議決定
(平成30年3月20日 変更)

概要 平成30年度～34年度の5年間を対象

○基本方針＝消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月施行)第9条の規定に基づき、

内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。

○基本方針の位置付け＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供するためには、消費者教育を体系的・総合的に推進することが必要
⇒幅広い担い手(国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身)にとつての指針

○手段＝幅広い担い手の支援・育成、担い手間の連携、情報共有の促進

当面の重点事項

1. 若年者の消費者教育
2. 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
3. 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

※具体的に推進する施策は、赤枠箇所

I 消費者教育の推進の意義

消費者を取り巻く現状と課題

- ・家計消費は国内総生産(GDP)の過半数(291.9兆円/538.4兆円)
- ⇒消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、更には経済の好循環の実現にとつて大前提
- ・インターネット利用の拡大、「デジタルコンテンツ」に関する相関件数の増加
- ・成年年齢引下げについての検討も踏まえた実践的な消費者教育の重要性
- ・社会の安定と持続可能性の確保のため、消費者が自身の社会的役割を自覚し、行動することの重要性についての認識の高まり(SDGs)

消費者の自立を支援

被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成
さらには、社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成(消費者市民社会の形成に参画)

II 消費者教育の推進の基本的な方向

○消費者教育の体系的推進のための取組の方向



・ライフステージに応じた様々な教育の場(学校、地域、家庭、職場等)を活用して効果的に消費者教育を行う
⇒それぞれのライフステージにおける消費者教育のイメージが様々な主体において共有されることが重要

・消費者の特性(年齢のほか、性別、障害の有無、消費生活に関する知識の量など)に配慮し、対象に応じた消費者教育の方法や内容を工夫
⇒例えば、高等学校段階までに契約などについての実践的な消費者教育を行う、必要支援者に対する教育については、本人だけでなくその支援者への働き掛けを行う、など

各主体の役割と連携・協働

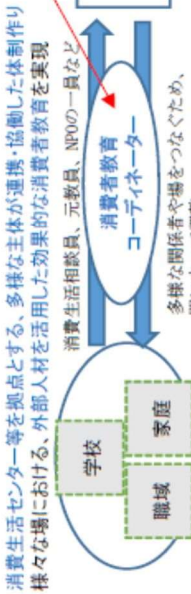
- ・国と地方公共団体
 - ・消費者行政と教育行政(結節点としての消費者教育推進地域協議会)
 - ・地方公共団体と消費者団体、事業者等
- 地域における多様な主体間のネットワーク化

○他の消費生活に関連する教育との連携推進
(環境教育・食育・金融経済教育・法教育・主権者教育等)

III 消費者教育の推進の内容

様々な場における消費者教育

学校	地域 社会	職場
<p>(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に基づく実践的な教育を推進 ・その着実な実施について周知・徹底 <p>(大学・専門学校等)</p> <p>自立した社会人としての育成のため消費者教育に関する科目等の開設に期待 ⇒特色ある取組事例や課題等の情報提供・啓発</p>	<p>(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実 ⇒実施把握と必要な情報提供 ・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進 <p>(大学・専門学校等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築 ・消費者教育推進地域協議会への参画を促進 	<p>(消費者団体・NPO等)による消費者教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手育成拠点としての国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の活用 <p>・消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実を期待



IV 関連する他の消費者施策との連携

- 食品と放射能に関する理解増進
- 事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明
- 食品表示の理解増進

V 今後の消費者教育の計画的な推進

【16都道府県、9政令市で設置済み】



持続可能な開発目標(SDGs)の推進と消費者政策

2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。消費者庁は、この国際目標の達成に寄与するため、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するという使命の下、消費者基本計画に基づき、様々な施策を推進しています。

消費者基本計画における主な施策					
① 消費者の安全の確保	② 表示の充実と信頼の確保	③ 適正な取引の実現	④ 消費者が主役となる選択・行動できる社会の形成	⑤ 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	⑥ 国や地方の消費者行政の体制整備
<p>事故の未然防止、発生時の拡大防止など消費者の安全の確保に向けて、消費者事故の情報収集・公表や消費者への注意喚起に取り組んでいます。</p> <p>〈関連するSDGs〉</p> 	<p>景品表示法の普及啓発・厳正な運用、食品表示による適正な情報提供・関係法令の厳正な運用などに取り組んでいます。</p> <p>〈関連するSDGs〉</p> 	<p>高齢化、情報化の進展など消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、取引の適正化に向けた対応を図っています。</p> <p>〈関連するSDGs〉</p> 	<p>エシカル消費の普及啓発を始め、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進を図るとともに、食品ロスの削減、消費者志向経営の推進などに取り組んでいます。</p> <p>〈関連するSDGs〉</p> 	<p>消費者の被害救済のための体制の充実を図るとともに、高度情報通信社会やグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進を図っています。</p> <p>〈関連するSDGs〉</p> 	<p>消費者庁が消費者行政の司令塔の役割を果たすとともに、どこに住んでも質の高い相談を受けられる体制整備や高齢者等の見守りネットワークの構築に取り組んでいます。</p> <p>〈関連するSDGs〉</p> 

消費者教育の体系イメージマップ

(消費者庁ホームページより)

各期の特徴	成人期		高校生期	中学生期	小学生期	幼児期
	成人一般	特に高齢者				
重点領域						
消費者市民社会の構築	精神的、経済的に自立し、消費生活の自立の準備を整える時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	生活において自立を進め、消費生活の自立の準備を整える時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての意識の形成が望まれる時期	様々な気づきの体験を通して、家族や身の回りの物事に關心をもたせ、それを取り入れる時期
消費がもつ影響力の理解	生産・流通・消費・廃棄が環境・経済・社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境・経済・社会に与える影響に配慮することの大切さを伝えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境・経済・社会に与える影響を考慮し、消費生活の自立の準備を整える時期	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考慮しよう	消費をめぐる物や金銭の流れを考えよう	おつかいや買物に関心をもち、身の回りに関心をもち、身の回りのものを大切にしよう
持続可能な消費の実践	持続可能な社会を築いたライフスタイルを築こう	持続可能な社会について伝えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを築こう	持続可能な社会を目指すライフスタイルを考えよう	自分の生活と身近な環境とのつながりを感じ、物の使い方を工夫しよう	身の回りのものを大切にしよう
消費者の参画・協働	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題に目を向けよう	協力することの大切さを知ろう
商品安全の理解と危険回避する能力	安全で危険の少ない暮らしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ない暮らしの大切さを伝えよう	安全で危険の少ない暮らし方をすすめる習慣を付けよう	安全で危険の少ない暮らしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	危険を回避し、物を安全に使う手を知り、使おう	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう
トラブル対応能力	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用し、正しい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	困ったことがあったら身近な人に伝えよう
選択し、契約することへの理解と考える態度	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝えよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう	物の選び方、買い方を考え、適切に購入しよう	約束やきまりを守ろう
生活を設計・管理する能力	経済社会の変化に対応し、暮らしを計画しよう	生活環境の変化に対応し、支え合いながら生活を管理しよう	生涯を見通した計画的な暮らしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	主体的に生活設計を立ててみよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう
情報の収集・処理・発信能力	情報と情報技術を活用し、暮らしを豊かにしよう	支え合いながら情報と情報技術を活用しよう	情報と情報技術を活用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術の適切な活用や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	身の回りのさまざまな情報に気づこう
情報社会のルールや情報モラルの理解	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	自分や家族を大切にしよう
消費生活情報に対する批判的思考力	消費生活情報を主体的に吟味して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れ、よく考えよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	身の回りの情報から「なぜ」だとうして考えよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいうように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。